

## 農地中間管理事業について（お知らせ）

### 《農地中間管理機構に登録を！！》

この度、我が国が取り組む4つの改革の中の1つに位置づけられている農業政策として、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速させるため、青森県農地中間管理機構が設立されました。

この農地中間管理機構の役割は、農業者からの農地の借入とその農地を対象に定期的に借受希望者の募集を行い、借受希望登録者の中から貸付を決定するものです。

農地中間管理機構では、貸付可能な農地は随時借受します。また、農地の規模拡大を考えている農業者で、農地中間管理機構からの農地借受を希望する農業者の方は、借受希望の登録をする必要があり、1回登録すれば辞退するまで継続されます。

農地中間管理事業の内容は別添チラシのとおりです。農地の規模拡大を考えている方は、この機会に登録することをお勧めいたします。

なお、農地等の借受希望申込用紙は、役場産業観光課農地班（農業委員会）に6月30日から配置となりますので、よろしく願いいたします。

◎ 借受希望申込受付 平成26年6月30日～

◎ 申込用紙提出先 役場産業観光課農地班（農業委員会）

問い合わせ・提出先

産業観光課農地班（農業委員会）

電話 0173-22-2111(内 294・295)